

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備:市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		年度	事業概要	進捗状況(4月～10月)
市	(1)推進体制の整備	①連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の確立を図る。	平成16年度:5回開催 平成17年度:4回開催 平成18年度:3回開催 平成19年度:5回開催予定 ・第1回 平成19年5月30日実施済 ・第2回 平成19年6月27日実施済
		②連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するための連絡網の作成	安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図り、不審者の情報等を迅速かつ的確に提供している。 参考:平成17年度:12回 平成18年度:17回 平成19年度:13回
		③関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との体制整備	安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実及び各部署、関係機関等との連携の強化を図っている。
		④交番の適正な配置 (生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。	交番の適正な配置について、関係機関と協議を行っており、引き続き協議して行く。 参考:谷津交番:平成19年8月1日移設 大久保交番移設計画があり検討中
	(2)市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護を図る。	特別・合同・通常パトロール実施の際に、被害者の保護に留意して行っている。
		②連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合での警察等への通報などの連絡体制の整備	安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図っている。
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保護者、地域、関係機関等との連携の充実(こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。	・安全に関して、警察署、県教育庁(葛南教育事務所)、近隣市教育委員会、本市青少年センター等との連携を維持し、各学校(園)への迅速な情報提供に努めている。 ・全小中学校において、スクールガードリーダーによる登下校時の見守り活動を計画的に実施している。 ・青少年センターで集約され、各学校に配信される不審者情報は青少年課を通じて放課後児童会にも発信した。
		②通学路周辺及び施設の安全点検(こども部、教育委員会)	・定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図る。	・各学校から提出された通学路改善要望を施設管理者に報告し検討してもらっている。 ・全小中学校において、スクールガードリーダーによる学校安全施設及び通学路の安全点検を計画的に実施している。 ・放課後児童会に配備してある赤色灯及びサイレンの作動状況を避難訓練時に確認した。

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事業		年度	事業概要	進捗状況(4月～10月)
市	(1)地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報を適宜、提供していく。	ケータイ緊急情報サービス「ならしの」及びホームページの更なる充実を図っている。 「安全活動掲示板」の活用の充実を図っている。(毎月更新) 公民館7、図書館3、コミュニティ2、ゆうゆう館 計13施設 平成19年6月から市内公立小・中学校23校へ掲示実施。 (2ヶ月更新)
		②防犯マップの作成 (生活安全室)	・全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作成し、地域へ提供する。	平成18年度、防犯指導員による地域安全マップの作製を実施し、今年度についても未作製町会に引き続き作製の呼びかけを行っている。136町会(55. 3%) 「安全活動掲示板」を年3回地域へ発信している：7月、10月、3月
		③地域防犯活動物資の貸与 (生活安全室)	・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等を貸与する。	貸与物品の充実を図っている。 団体数：平成16年度 24団体(21団体増) 平成17年度 48団体(24団体増) 平成18年度 84団体(36団体増) 平成19年10月末現在 92団体(8団体増)
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。	防犯知識の向上を図るため、充実した啓発キャンペーン等を実施している。 市民まつり、市内7駅(10月の月間中)、消費生活展、駐輪場での防犯診断等で啓発チラシの配付を行っている。
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で実施する、自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。	地域で行われる防犯パトロールに防犯パトロールカーでの参加支援の充実を図っている。 平成16年度：15団体 平成17年度：24団体 平成18年度：46団体 平成19年度：29団体(10月末現在) 参考：平成19年7月10日、夢まるふぁんど・ちばふるさと振興サポート事業により防犯パトロールカーが寄贈された。「夢まるふぁんど委員会」(千葉県遊技業協同組合)
		⑥顕彰の実施 (生活安全室)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰の基準を設け、顕彰を行い、意識の高揚を図る。	平成19年度、顕彰基準の策定を検討している。
	(2)高齢者等を対象とした対策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・高齢者等の自宅への巡回を行う。	後期高齢者実態調査を実施。民生委員、高齢者相談員が調査員となり、75歳以上の独居及び高齢者のみの家庭を訪問し、生活安全に関することも含め実態やニーズを把握した。
		②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	・高齢者等に係る、消費生活・くらしの安全相談、福祉の各窓口における窓口相談の充実を図る。	各地域や包括支援センターの窓口において、高齢者の心身の健康、介護、生活面の相談を受ける中で、生活安全面に関する不安への対応をしている。 また、独居、認知症等で安全面におけるリスクが高い状況についても把握している。
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。	8月～9月にかけて、「子ども110番の家」の状況調査を行った結果3件の駆け込み情報が寄せられた。数的には少ないが、駆け込んだおかげで大事にならなかった例もある。 また、日常の犯罪の抑止力にもなっていることから、9月にPTA連絡協議会、補導委員連絡協議会を通じ、加入の呼びかけを行ったところである。10月現在の加入数は1, 088軒である。
		②「青少年健全育成協力店」の拡充 (教育委員会)	・終日成人が常駐する店舗の協力を得て、非行防止・危険回避及び地域の環境浄化活動の充実に努める。	大型店舗の近隣への出店、事業主の高齢化や後継者不足等から事業を辞める店が多く、新規の開拓はなかなか難しい状態である。しかし、習志野郵便局を通し、市内の全郵便局に協力をお願いしたり、公民館・図書館などの公共施設に呼びかけ協力をいただいている。今後は、「子ども110番の家」と一本化を進めていく予定である。

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚：市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る。」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		年度	事業概要	進捗状況(4月～10月)
市	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	・まちづくり会議、習志野市防犯協会、企業、商店等と犯罪情報を市民へ周知するなど、広報活動の強化と防犯意識の高揚を図る。	・啓発キャンペーンの実施：市民まつり、月間事業等 ・まちづくり出前講座等の充実：5回実施 ・安全活動掲示板の活用 ・ホームページの充実 等を図り、防犯意識の高揚を図っている。
		②「安全で安心なまちづくり月間」の設定 (生活安全室)	・防犯施策が効果的に展開できるよう強化月間を設定する。	・各駅での啓発キャンペーンの実施 ・防犯研修会の開催：10月 6日(土) ・自転車防犯診断の実施：10月9日(火) ・防犯講演会の開催：10月20日(土) ・合同パトロールの強化：毎週1回実施 ・特別防犯パトロールの強化：駅周辺の徒歩によるパトロール実施：10月26日(金)
		③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	・防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、チラシ、ポスター、出前講座等を活用し、推進する。	・安全活動掲示板の活用 ・広報習志野による防犯活動団体の組織化の呼びかけ等 ・ケータイメール及びホームページを活用した犯罪発生状況の提供 ・まちづくり出前講座等による啓発活動の実施：4回実施 ・広報・ホームページ・携帯メール・一般報道機関等を通じて、防犯施策・活動・行事、犯罪情報等を市民に提供し、防犯知識の普及啓発に努めた。 ・携帯緊急情報サービス普及状況 平成19年9月30日現在受信者数 3, 493人 平成19年度情報発信状況(4月～9月) 108件
		④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。	7月29日の市民まつりで防犯コーナーを設け、来場者の相談や「キラット・ジュニア防犯隊」による啓発活動(1, 000部)、防犯意識クイズの実施及び隊旗を先頭にオープニングパレードにも参加した。
		⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を実施して、施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。	・商工会議所による企業訪問時パトロール実施継続。 ・市内立地企業による営業車でのパトロール実施1件。
	(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。	防犯パトロール団体意見交換会：6月3日(日) 第1回防犯研修会：10月 6日(土)、 防犯講演会：10月20日(土) を開催し、地域で実施される防犯活動のリーダーとなる人材の育成を図っている。 [予定] 「習志野市安全・安心防犯シンポジウム」：12月15日(土)
		②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	・防犯連絡所活性化や防犯指導員の育成を図ると共に制度の改善を推進する。また、連絡網の整備を行う。	・10月6日に防犯指導員委嘱状交付式を開催し、指導員223名、副指導員146名に委嘱を行った。また、指導員の育成を図るため、防犯研修会(10月6日。2月予定)を2回開催予定。指導員の連絡網については整備済である。
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育を計画的、継続的に実施する。	・平成19年度上半期において、保育所、幼稚園では習志野警察署の指導を仰ぎ、不審者対応の防犯訓練を計19回実施した。 ・各学校(園)において、スクールガードリーダーや警察に協力していただき、不審者対応訓練を計画的に実施している。 ・放課後児童会では、年2回の避難訓練を実施しており、その前後に安全に関する知識、方法等について指導した。
		②青少年防犯ボランティアの育成 (生活安全室、教育委員会)	・市内小、中学校に呼びかけ、若い力を生かした、防犯活動を展開するボランティアの組織化を図る。	今年度は市内小中学校23校全校より166名が参加。 6月23日開催の「誕生会」には、91名の隊員が参加。 今年度の活動としては、自転車の防犯診断、防犯意識調査を兼ねた防犯クイズの実施及び防犯講演会での発表、防犯マップ作製等を計画し、隊員自らの防犯意識を高めると共に、地域で実施される防犯活動へも活力を与えて行く。

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		年度	事業概要	進捗状況(4月～10月)
市	(1)犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、総務部)	・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、スーパー防犯灯の整備についても関係機関へ要望する。	・市内の町会・自治会に防犯灯の新設・付替に対して要望の照会を行った。現在、要望のあった箇所の状況調査を終え、新設・付替工事の発注に向け準備中である。 ・スーパー防犯灯については、平成18年度、JR津田沼駅北口周辺に5基設置されたが、谷津、袖ヶ浦、秋津、香澄の埋立て地区にも設置要望があることから、引き続き千葉県警に設置要望を行っていく。
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。	市役所来場者の車両や公用車の盗難や車上狙い等を防止するため、警備員による巡回パトロールの実施。(昼間：8:00、10:00、12:00、14:00)(夜間：18:00、21:00、24:00)
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。	施設整備は、実施事項なし。 管理強化は適時夜間巡回を実施した。
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的に実施する。	公園パトロール管理団体、管理業者、市民からの情報提供により、防犯上好ましくない樹木について早期に剪定・伐採を実施しました。
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	・照明灯の適切な整備を行う。	公園パトロール管理団体、管理業者、市民からの情報提供により、老朽化した照明灯の修繕及び明るさの確保を妨げる樹木の剪定を早期に実施しました。
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。	・公園パトロール管理団体、管理業者、市民からの情報提供により、遊具の破損、落書き等について早期発見に努め、事故防止に努めました。 また、遊具については、より適切な安全点検調査を実施し、異常が確認された2つの遊具については、即刻使用を中止し、撤去及び部品の交換を行いました。
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備(総務部、教育委員会)	・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。	現庁舎では、防犯性の高い施設整備が困難であることから、警備員による巡回パトロールの強化を行う。(昼間：8:00、10:00、12:00、14:00)(夜間：18:00、21:00、24:00)
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (都市整備部)	・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として、整備を行う。	不審者の侵入を防ぐため、秋津保育所と袖ヶ浦第2保育所において、既存フェンスを地上高1.5メートルに改修した。
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。	・庁舎周辺の安全な環境を保持するため、年3回の除草及び年1回の樹木の剪定を行う。(6月、7月庁舎周辺の除草を実施) ・市有地(普通財産)にあつては、年2回(41ヶ所46,268㎡)除草する。 ・市有地の適正な維持管理に努めるため、境界確定地については、適宜、木柵設置工事を実施している。 ・開発行為等により、帰属を受けた集会施設用地にあつては、使用賃借契約により、借受人(地元町会)で維持管理を行っている。
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設、点検(教育委員会、都市整備部)	・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。	月1回の定期パトロールを実施(今年度7回実施)
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。	定期パトロール、職員外出時、市民等からの通報により、道路交通安全施設の整備を実施。また、通学路要望・地区予算要望等の要望を受け施設の整備を実施。
	(2)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・安全対策についてのマニュアルの作成、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の整備を図る。	・放課後児童会における災害時(火災・地震)の安全対策マニュアルを各児童会ごとの実態に合わせて加筆修正した。また、台風以外の気象警報発令時の統一した対応マニュアルを新規作成した。
		②侵入者に対する防犯警備機器の活用(こども部、教育委員会)	・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。	・防犯訓練実施の際、緊急通報装置を使い活用した。 ・全放課後児童に配備してある赤色灯及びサイレンの作動状況を避難訓練時に確認した。
		③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・保、幼、小、中学校の出入口をできるだけ少ない箇所へ限定するなど、管理の徹底を図る。	・保育所、幼稚園では、見廻りを継続実施。 ・放課後児童会では2箇所の出入り口が避難経路として確保されており、避難訓練時にその避難方法を確認した。